

第 24 期・第 4 回 農学委員会・食料科学委員会合同 遺伝子組換え作物分科会議事概要

日時：平成 30 年 12 月 28 日（金）13：30～16：30

場所：日本学術会議 6 階 6 - A（1）

出席：池田、大杉、青野、石井、江面、佐藤、都木、立川、塚谷、堤、西澤（直）、西澤（真）、村中、矢野、吉田（敬称略）

欠席：射場、河野、福田、水口（敬称略）

議事概要

（1）前回議事録等の承認

佐藤委員長から、前回議事録の確認がなされ、承認された。

西澤真理子氏が委員として新たに参加されることが紹介された。

（2）ゲノム編集技術の社会受容における行政的、あるいは消費者視点からの意見について

1．筑波大学 大澤良教授（参考人）：ゲノム編集農産物の生物多様性影響評価について

配布資料にもとづいて、ゲノム編集技術の取扱いに関する背景、同技術の利用により得られた生物のカルタヘナ法上の整理および取扱い方針について、中央環境審議会自然環境部会遺伝子組換え生物等専門委員会・カルタヘナ法におけるゲノム編集技術等検討会での検討経過について説明がなされた。ゲノム編集技術の概念の整理については、法の規制対象外とされた技術も生物多様性影響の観点から議論に含めること、また SDN-1～SDN-3 に関する分類を踏まえて、SDN-1 に関しては規制対象外とする案が提示されたこと、ただし、規制対象外であっても開放系で利用される場合には情報提供をもとめることなどが提案されていることが報告された。最終的には、パブリック・コメントの結果を踏まえて、今年度内に環境省で決定される見通しである。今後、SDN-1 の利用に関するルールの明確化が必要であり、そのための論点が提示された。以上の報告を踏まえて、質疑応答がなされた。

2．明治大学 中島春紫教授（参考人）：ゲノム編集作物（食品）の食品安全性について

配布資料にもとづいて、遺伝子組換え作物の現状、カルタヘナ法の定義、組換え食品の安全性審査の観点等について説明のうえ、ゲノム編集技術の概要と規制方針に関して、現在までの薬事・食品衛生審議会での検討状況を踏まえて説明がなされた。現在の審議会での検討案では、SDN-1 と SDN-2 を規制対象外とすること、ただし、届出の場合にはアレルゲンや代謝系での変化などの情報提供を求める案が提案されていることが説明された。SDN-2 まで規制対象外とする背景には、ゲノム編集を用いたかどうかの確証を得ることが技術的に難しく、法律の執行を担保することが困難であることがある。情報提供や情報公開の詳細は、今後厚労省で検討される予定。高度精製食品添加物に関しては、遺伝子組換

え微生物を用いていても、菌体成分が除去され、生産物が高度精製されているものは組換え食品とみなさないこととなった点が紹介された。以上の報告を踏まえて、質疑応答がなされた。

3．生活クラブ 前田和記部長（参考人）：ゲノム編集作物の規制に関する提言について

配布資料にもとづき、生活クラブ生協として実施してきたゲノム編集技術に対する意見公表、環境省へのパブリック・コメント提出、事業概要、企画シンポジウムの予定について説明がなされた。そのうえで、次のような意見が表明された。

従来の遺伝子組み換えに比べ技術的な参入ハードルが低いため参入企業が増大し、規制がないことで悪意や事故などの発生が予期される。

SDN-1 由来の生物であっても、無秩序な利用は環境への悪影響をもたらすのでは？

技術進歩に応じて、法律をアップデートする必要がある。現行法令の定義を前提とすべきではない。

審査や届出を義務化する必要がある。

表示に反映する必要がある。科学的検証と社会的検証の両方を用いる必要がある。

全ゲノム解析ができていない作物があるというなら、リスクを回避するために、全ゲノム情報がある作物から商業化すべき。

現在の議論の延長で進めていくと、かつての GMO の二の舞になるだろう。

以上の報告を踏まえて、質疑応答がなされた。

（3）シンポジウム開催について

国内での規制検討状況を踏まえつつ、来年度、シンポジウムを企画することとなった。

（以上）